

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物等の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類するものであって、投棄されることによりごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、通勤し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (7) 路上喫煙 公共の場所においてたばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て(以下「ポイ捨て等」という。)の防止のために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について、事業者、市民等及び土地所有者等の意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、併せて学習が促進されるよう努めなければならない。

3 市は、事業者、市民等及び土地所有者等で組織する団体の自主的な活動を促進するため、必要に応じた支援をしなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、ポイ捨て等の防止及び飲食物等の収納に用いられた容器(以下「飲料容器」という。)の資源化等に心がけるとともに、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、美化活動の充実に努めなければならない。

2 ポイ捨て等の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行う者は、そのポイ捨て等の防止について消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により飲食物等を販売する者は、飲料容器の回収容器を設置し、これを適正に管理するとともに、当該自動販売機周辺の清潔を保持するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収するための適切な容器に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進について協力してその意識の高揚を図るとともに、美化活動の充実に努めなければならない。

3 市民等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、ポイ捨て等の防止による環境美化の促進のために市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(路上喫煙の防止)

第8条 市民等は、路上喫煙をしないように努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権原を有する者が指定した場所にあつては、この限りでない。

(環境美化重点区域の指定)

第9条 市長は、環境美化の促進を図るため、特に必要があると認められる区域を環境美化重点区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、環境美化重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第10条 市長は、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。

(施策の重点実施)

第11条 市長は、環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域において、ポイ捨て等の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(路上喫煙禁止区域における喫煙の制限)

第12条 市民等は、路上喫煙禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(指導、勧告及び命令)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 環境美化重点区域において第7条の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

2 市長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(さいたま市行政手続条例の適用除外)

第14条 前条第2項の規定による命令については、さいたま市行政手続条例(平成13年さいたま市条例第22号)第3章の規定は適用しない。

(関係機関への要請)

第15条 市長は、市民等の快適な生活環境を確保するために必要と認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、空き缶等の回収その他必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び第16条の規定は、同年4月1日から施行する。

(さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の廃止)

2 さいたま市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例(平成13年さいたま市条例第189号)は、廃止する。